

令和8年 第2回上島町議会臨時会会議録			
招集年月日	令和8年4月20日(月)		
招集の場所	弓削総合支所庁舎 議場		
開 会	令和8年4月20日(月) 午前9時00分宣告		
応 招 議 員	1	1番	尾藤 俊輔
	2	2番	宮畑 周平
	3	3番	本田 志摩
	4	4番	徳岡 誠
	5	5番	上村 建太
	6	6番	濱田 和保
	7	7番	徳永 貴久
	8	8番	藤田 徹也
	9	9番	亀井 文男
	10	10番	濱田 高嘉
	11	11番	藏谷 重文
不応招議員	12番 前田 省二		
出席議員	応招議員のとおり		
欠席議員	不応招議員のとおり		
自治法 第121条の 規定により 説明のため 出席した者 の職氏名	1	町 長	上村 俊之
	2	副町長	村上 和彦
	3	総務部長	田房 良和
	4	健康福祉部長	梨木 善彦
	5	総務課長	坂上 将人
議員・職員 以外で会議 に出席した者			
会議に職務 のため出席 したものの 職氏名	1	議会事務局 局長	岡本 恭典
	2	議会事務局 課長補佐	田房 聡子
町長提出議 案の題目	1	専決処分の承認を求めることについて (上島町税条例の一部を改正する条例)	
	2	専決処分の承認を求めることについて (上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	
	3	上島町第三者委員会設置条例	
	4	令和8年度上島町一般会計補正予算(第1号)	

その他の 題 目	
日 程	議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。（会議規則第21条）
会議録署名 議員の指名	議長は、会議録署名議員に次の2名を指名した。 5番・議員 上村建太 6番・議員 濱田和保
会 期	令和8年4月20日（1日限り）
傍聴者数	8名（男6名・女2名）

◎ 開 会

○(藏谷 重文 副議長)

ただいまの出席議員は、11名です。

直ちに、前田議長から欠席届が提出されておりますので報告いたします。

ただいまから、令和8年第2回上島町議会臨時会を開催いたします。

直ちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布しているとおりです。

日程第1、会議録署名議員の指名

○(藏谷 重文 副議長)

日程第1、「会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定により、5番・上村議員、6番・濱田和保議員を指名いたします。

日程第2、会期の決定

○(藏谷 重文 副議長)

日程第2、「会期の決定」決定を議題といたします。

令和8年第2回臨時会の会期は、本日4月20日、1日限りとして、議事日程については、お手元に配布しているとおり進めることとしたいと思いますが、御異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

よって、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。

日程第3、議案第40号

○(藏谷 重文 副議長)

日程第3、議案第40号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(梨木 善彦 健康福祉部長) (挙手) はい。

○(藏谷 重文 副議長) 梨木健康福祉部長。

○(梨木 善彦 健康福祉部長) はい。

それでは、議案第40号、「専決処分の承認を求めることについて」地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1、事 件 名 上島町税条例の一部を改正する条例

2、処分年月日 令和8年3月31日

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。

主な改正内容について説明いたしますので、参考資料、新旧対照表の37分の1ページをお願いいたします。

上段の第18条の3でございますが、ここでは軽自動車税に関する用語を種別割から軽自動車税への表記の整理を行っています。

次に37分の3ページをお願いいたします。

第80条でございます。

これまで軽自動車の購入時に環境性能割という税金がかかっていたのですが、地方税法の改正により3月31日をもって廃止されたことによる整備となっております。その下段の第81条から37分の6ページまでは、環境性能割に関する規定を削除しております。その37分の6ページ下段の第82条以降は税率、納期、申告、減免などについて、用語を軽自動車税に統一する整備でございます。

以上が主な改正でございます。

なお、この条例は、令和8年4月1日から施行しております。

簡単ですが、説明を終わります。

○(藏谷 重文 副議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。（「ありません」の声あり）

質疑がないようですから、これから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。（「ありません」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第40号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町税条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

起立全員です。

よって、議案第40号は、承認されました。

日程第4、議案第41号

○（藏谷 重文 副議長）

日程第4、議案第41号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険税の条例の一部を改正する条例）」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。梨木健康

○（梨木 善彦 健康福祉部長）（挙手）はい。

○（藏谷 重文 副議長） はい、梨木健康福祉部長。

○（梨木 善彦 健康福祉部長） はい。

それでは、議案第41号、「専決処分の承認を求めることについて」地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めるものです。

1、事 件 名 上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

2、処分年月日 令和8年3月31日

提案理由は、地方税法等の一部を改正する法律が令和8年3月31日に公布されたことに伴い、関係規定を整備する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がなかったため、専決処分をしたものです。

主な改正内容について説明いたしますので、参考資料、新旧対照表の7分の1ページをお願いいたします。

第2条でございますが、国の制度改正により国民健康保険事業納付金に子ども子育て支援納付金が新たに位置づけられたことから、次の7分の2ページ改正後の上段括弧4の4号で子ども子育て支援納付金課税額を新設しております。

同じページの第2項であります基礎課税額の課税限度額について、これも地方税法の改正に合わせて、66万円から67万円に引き上げております。その下の第5項では、先ほどの子ども子育て支援納付金の限度額に関し、7分の3ページ上段で、その課税限度額を3万円と定めております。

同じ1ページの下段第23条でございます。

国民健康保険税の減額軽減措置について低所得者に係る軽減判定基準額が見直され、5割軽減の方では、1人当たりの加算額が30万5,000円から31万円。

続いて7分の6 ページ上段の2割軽減の方では、56万円から57万円、57万円へ軽減判定基準額をそれぞれ引き上げております。

以上が主な改正でございます。

なお、この条例は令和8年4月1日から施行しております。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○(藏谷 重文 副議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。（「ありません」の声あり）

質疑がないようですから、これから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありますか。（「ありません」の声あり）

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第41号、「専決処分の承認を求めることについて（上島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案のとおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

（賛成者、起立）

全員、起立全員です。

よって、議案第41号は、承認されました。

日程第5、議案第42号

○(藏谷 重文 副議長)

日程第5、議案第42号、「上島町第三者委員会開設条例（設置条例の誤り）」を議題といたします。

提案理由の理由の説明を求めます。

○(坂上 将人 総務課長)（挙手）

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

それでは、議案第42号、「上島町第三者委員会設置条例」について、説明いたします。

提案理由といたしましては、上島町が管理する先田名後一般廃棄物最終処分場において、設置届出時の埋立計画容量も大幅に超過して埋め立てが行われていた事案を受け、不適正な事務執行や行為等が発生した場合等において、その経過の客観的かつ公正な検証および再発防止のための提言を行うため、地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、第三者委員会を設置するため、条例を制定する必要がありますことからこの案を提出するものでございます。

1ページめくっていただき、上島町第三者委員会設置条例の3分の1ページをお願いいたします。

第1条の設置目的につきましては、先ほど提案理由で申しあげた通りでございます。

第2条は、所掌事務について定めており、委員会は、町長の諮問に応じ、不適正な事務執行や行為等の経過の検証、再発防止策の提言、その他、町長が必要と認める事項について調査・審議しその結果を町長に報告することとしております。

委員会組織の構成会議等につきましては、第3条から第6条で定めております。

委員会の委員については、都道府県弁護士会が推薦する者及び委員となった弁護士が推薦する者のうち5人以内の委員をもって組織することとし、専門性と中立性、独立性を確保する組織としており、委員の任期につきましては、委員会の所掌事務が終了するまでの期間としております。

1ページめくっていただきまして3分の2ページをお願いいたします。

第6条では、必要に応じて委員会の目的を達成するため、専門的な知識または経験を有するオブザーバーを置くことができる規定としており、専門的知見から助言や協力を求めることができることとしております。

第7条から第9条につきましては、委員等の報酬および費用弁償等について定めており、1ページめくっていただきまして、3分の3ページ目の10条以降では、守秘義務や庶務等について定めております。

なお、附則といたしまして、この条例は公布の日、日から施行いたします。

以上簡単ですが、説明を終わります。

よろしくをお願いいたします。

○(藏谷 重文 副議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

すいません、条例中の表現にあの文言に関してなんですけれども第2条にあります町長の諮問に対して、文末が報告するものとなっているんですけれども諮問ですと一般的に答申というのが一般的かなと思うんですけれどもこの意図がもしあれば教えてください。

第3条の2にあります委員の任期は任命の日からって言うこの任命なんですけれども外部の専門家ですとか有識者に依頼した場合に委嘱という表現が一般的かなと思うんですけれどもこちらも意図があれば教えてください。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

ご質問の件にいたしまして、特に意図があつてそのような文言にしたということではございません。答申でも報告でもどちらでも活用されている他の自治体でもどちらを使って

も特に問題はありませんので今回に関しましては報告するものということで文言を設定させていただいております。

任命の日からということになりの部分なのですが、こちらにつきましても特になぜこのような文言にしたかということとは決まったものではなくてですね、弁護士会から推薦を受けて、推薦がいつ出てくるかっていうのがこれ定まっておられませんので、皆さんの委員が揃ってから委員の方々にその委員を任命させていただいてその日から報告が終わるまでというような任期でさせていただいているというところがございます。

○(藏谷 重文 副議長)

他にはありませんか。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

第1条のこれこれも文言の話なんですけれども、第1条の本町職員によるというところなんです、これについて職員の範囲、例えば一般職は当然ですが特別職も含まれるのかどうか。このあたりいかがでしょうか。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

本町職員となっておりますので一般職も特別職も当然含まれるものでございます。

○(藏谷 重文 副議長)

他にはありませんか。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員) はい。

一つ確認しておきたいんですけども、このたびの第三者委員会の設置につきまして、これは町が自主的にですね、この組織を立ち上げるということなのか、それとも県等々の指導によってですね、第三者委員会を立ち上げるということになったのか、その辺のことを説明をお願いします。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 上島町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

上島町が独自で立ち上げるものでございます。

○(藏谷 重文 副議長)

他にはありませんか。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員) はい。

これはまだ多分メンバーとかも決まっていないう状況だろうと思うんですけども現状わかっているところ、あの意思なんていうんですかね、わかっているところで結構なんですがこの第三者委員会の詳細例えば期間であるとか、目的であるとか、そのあたりは今のところ決まっていないうような認識でよろしいですか。もし決まっていることがあれば教えてください。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

第三者委員会の目的に関しましては、先ほど説明させていただいた提案理由の通りでございます。

期間につきましても任命の日から事務を終えるまで書いているんですが他の自治体の状況を見るとですね、約半年ぐらいかかるところが多かったので、あの、予算計上させているのはさせていただいてるのはですね、6ヶ月の期間を見込んでおります。ただし、早めに結果等々報告ができればですね、早めの公表と報告をさせていただきたいと思っております。

弁護士につきましてはですね、今のところこちら事務方で考えているのは、愛媛県弁護士会と広島県弁護士会にそれぞれ推薦をいただこうと考えております。

以上です。

○(2番・宮畑 周平 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 宮畑議員。

○(2番・宮畑 周平 議員)

はい、ありがとうございます。私としてはですね、目的にですね、今回の事件といいますかですね事象が発生した背景ですね、あの組織文化であるとか、不適正が行われた構造的な原因、この辺りまで踏み込んでいただきたいというのが心情なんですけれども、こういった調査内容についてはもう構成員であらある弁護士の先生方これらの判断によるというようなことになるのか、あるいは議会等からのですね、そういった意見も多少はですね、勘案されるのか、この辺りはどういうふうな認識でおればよろしいかお伺いいたします。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

まずですね、条例の設置目的のところ今回の処分場の名前を記載していないのはですね、第三者委員会を設置するのにですね、今回先田名後一般廃棄物最終処分場の案件があってこの条例を制定させていただいております。ただ他の案件が事案が出たときもですね、この条例が使えるように、その文言は記載していないということでご理解いただけたらと思います。はい。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(藏谷 重文 副議長) 町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほどのご質問ですけれども第三者委員会ですから理事者側も議会側もいろいろご意見もあろうかと思いますが、第三者委員会は中立の立場で適正に公平にやっていただきたい、そういう組織であると思っております。

○(藏谷 重文 副議長)

他にはありませんか。

○(6番 濱田 和保 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田和保議員。

○(6番 濱田 和保 議員) はい。

今回の事案についてはですね、基本的に町の事務上の不適切な処理とか、管理不足とかによって起きたものだと私は認識しております。これについて、町がどのような事務を行って行ってたのか。またどのような管理の仕方をやってたのかっていうのはあらかじめ把握はできているんじゃないかと思うんですよ。その上で、なぜ2,000万ですかね今回、かけながら、わざわざ第三者委員会を開かないといけないのか。今、町の財政は大変厳しい状況の中少しでも節約しないとイケない状況の中、2,000万というお金をかけながら、あらかじめ内容がわかっている状況の中で、外部に委託しないとイケない。なぜ使うのかっていうところがちょっとわからないんですがその辺はどうなんでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申し上げましたように公平中立の立場でこの問題の中身を精査していただく必要があると判断しましたので、提案をさせていただいております。

○(藏谷 重文 副議長)

他にありませんか。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員) はい。

私はですね、今回第三者委員会というものを立ち上げるということになるとですね、その必要性、先ほど確認しましたように、これが町の主体、町で主体して調べるとこういうことなので、平成2年から歴史がいろいろあって、約30年以上経過しているという段階の中で、大体町が調べれば、大体の方向性なり何て言いますか、何が問題だったかということが明確になると思うんですけれども、あえて第三者委員会を立ち上げてこれをやるというのは、コストもかかりますし時間もかかりますし要は今起きたことはもう仕方ないという言い方おかしいんですけれども起きたことを要は町自身が調査し、結論を出していくのが筋合じゃないかなと。先ほど同僚議員が言いましたように、あえて財政、確か当初の話では1,000

万ぐらいの予定だとかこういう話がありました。そのときの条件といいますか、担当課長の話ではこの度の第三者委員会のこれまでの経験もないし、よくわからないんだけども、ざっくりですけども、1,000万ぐらいの費用がかかるんじゃないでしょうかねとかこういう話がありました。それが今回の予算では2,000万となっているということ。わからないことで大変難しいんでしょうけどもあえてもう町の責任で起きたことをあえてコストをかけて時間をかけて犯人探しをするという必要性があるかと、これまでの長い歴史の中で、職員の情報の共有がされなかった。あるいは、監督不行とどきだという面もあろうかと思えますけども、もうそれで大体の原因というのが明確になっていると思うんですけども、それをあえて第三者委員会を立ち上げて、担当者あるいは明確にしていく、あるいは頭数を明確にしていくということは必要なかというふうに思っておりますが、その辺はどういうふうに考えたらいいんでしょうか。ただ公正に公平にやってやっていきたいというのはわかりますけども事実、生じたことを過去の人たちにまで影響を与えて、ペナルティをかけるというのがどうかわかりませんがあまりにも自治体で、現在のスタッフでやってある程度の結論が出るんじゃないかと思うんですけどもその辺のご見解をもう一度お聞きしたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、ご案内のように第三者委員会を立ち上げるというのは、今ご発言ございましたが原因が明確になっていないからであります。原因が明確であれば立ち上げる必要はありません。なっていないから。

そしてもう一つ犯人探しというお言葉が出ましたが、そうではなくて原因は何だったのかということを知りたいという意味でございます。長い期間、旧町村時代からのことでございますので、しっかりとした第三者、専門的な人たちに見ていただく。この役場内だけの精査では不十分であるという判断からこの提案をさせていただいております。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員) はい

それでは今回の不祥事の正式名称といいますかね、何違反になるんでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

それも含めて第三者委員会ですっきりと精査をしていただこうと思っております。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員)

一般論というか我々が耳にしてるのはですね、不法投棄という枠くりでですね、表現さ

れているところが多いのではないかと思いますけどこれには間違いありませんか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

不法投棄という言葉が間違いはないかどうかということに関してもよく私の立場では判断できない内容でございます。不法投棄というのがどの立ち位置になるのか、投棄した側になるのか、管理している側になるのか、それもよくわかりませんので不法投棄というだけの名前では収まらないのじゃないかなと思っております。それについても、先ほどから申し上げましておる通り、理事者側の単独の一方的な意見が反映されてはいけないということで、第三者委員会に諮らせていただきたいと思いますと思っています。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員)

調査していくな段階です、必ずしも1人ということにはならないと思うんです。長い年月かかっていますので複数の職員が該当するという可能性もあろうかと思いますが、どちらにしましても、複数であれ、どうであれ、最終的なその責任というものは、職員を管轄している管理監督している町長にもですね、その責任の一端があろうと思うんですけれども、その辺の認識と第三者委員会が町長まで調査の対象にされるんでしょうか。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

まず、第三者委員会におきましては、まず、事実関係の整理、原因分析、再発防止策の提言を行うものものでありまして、懲戒処分等の決定等は行うものではございません。当然事務執行の中で関わってきた職員、全ての人から聞き取りをする可能性はありますので、関係者全員聞き取り等調査等を行う可能性はあります。

○(6番 濱田 和保 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田和保議員。

○(6番 濱田 和保 議員) はい。

今回の事案について先ほどからまだ何もまだはつきりしてないとこれからそれを調査するんだというふうな話なんですがこの何もはつきりしてない事象について、町は4億7,000万かけると。そして毎年4,700万ずつの処分費というんですか。是正するための処分を行うということが報告されて、毎年10年間ずっと4,700万ずつ出ていくわけですけどもこれも大変重たい事象についてまだはつきりしてないという、ということで予算を組んでいる。これ自体、何かおかしい話であって事象は事象として、これはある意味、監督官庁、県とかそちらの方から見れば、当然、上島町が廃棄物処理に関して違反を行っている。

つまり、処分を受けるのは上島町であるとそういう認識だと思うんですが、その中でこの

間違いが起こった事案というのは、要は、8,000立米のところに倍以上のゴミが捨てられて廃棄物処理法違反だということで、お金が4億7,000万もかかると。これに当たっては、先ほど言ったように当然町の事務処理とか、管理不行とどきとかいろんな問題があって、起きていったんだろうとその辺については各事務方の方でいろんな調査を行ってあらかじめの流れはわかっている状況の中で、これを直すにはどうしたらいいかっていう話今後これが起きないようにするにはどうしたらいいかっていう話になれば、しっかり事務処理を行いしっかり管理をやっていくこと以外何があるんかとそういう中で、なぜ2,000万もかけながら、今、本当町は大変ですよ。生名フェリーのね380万の無料券、75歳以上の無料だつてやめましたし敬老会の経費の景品だつて300万円ほど近くですかね、やめてますし、いろんな福祉の部分のお金をどんどん削っていった状況の中、少しでも無駄なお金をかけなくさないといけない状況の中、この2,000万が本当に必要なんですか。そちらにまわして欲しいという方は大勢いらっしゃると思いますよ。もう1回この起きた事案について、何が実際起きたんだと。そのためにこんだけの予算がかかるんだと。ただ、起きた事案について是正する、処分するという言葉では何回も聞きましたけれども、町執行部から町民に対してこんだけの損害を与えたのは、私どもが大きなミスをしました。皆さんに今後、この4億7,000万をかけて処分していくにあたって、大変な迷惑をかけますから申し訳なかったですという、この謝罪は、この第三者委員会が出した後、誰が悪かったかによって、町が謝罪するんですか。その辺のことを説明していただきたいと思います。

○(上村 俊之 町長) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

まず、第三者委員会によって調査をしていただく。その結果によって、何をどうするかというのを決めてまいります。ですから今の時点では、誰がいつ、どう謝罪するという今時点ではございません。中には、OBの方、いろんな方が関わっている。時と場合によっては、別の政権が関わっている場合もございますので、今の時点では何もお伝えすることはできないと今までも謝罪はさしていただいておりますけれども、そういった形でやらせていただきたいと思っております。

そして、何もはっきりしていないというご発言ですが先ほども申し上げましたように今回はある程度のご事情は把握はしておりますけれども、理事者側が一方的にやると偏ってしまう判断、かえって批判を招くことがあるので原因を明確にするということでございます。その職員等々、私も含めての処分に関してはその後のこととさせていただきます。今回のご提案はなぜこういうことが発生したかという原因究明が目的でございます。それともう一点、勘違いされないように3億、4億いくらの処分の話が出ておりますが、このオーバーした最終処分の量の廃棄物を処分しなければならないというのはもうこれは決まっている法律で決まっていることとさせていただきますから、それとこれを今回の件と一緒にするのはよろしくない。今、違反している部分を是正するというのは必然的にやらなければならない法律のもとで

やらなければならない案件でございますので、それとこの件を一緒にするのはよくないことでまるっきり違う話でございます。それと 2,000 万というお金をなぜかけるのか、もったいないじゃないか、他に使えるじゃないかということに関してですが、この原因を究明しないといけない。要は違反状態が起きた原因を究明しないといけないということに対して、お金がもったいないからやらなくてもいいというのは私は間違っていると思います。

○(藏谷 重文 副議長)

他にないですか。

○(3番・本田 志摩 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 本田議員。

○(3番・本田 志摩 議員) はい。

先ほども言わせていただいたんですけれども、この時間と経費をかけて取り組むからには、報告といった薄い事実関係の整理とか調査結果が中心となる報告ではなく、やっぱりきちんとした専門家をお願いする以上、結論とかご意見を賜るといふところまで至ってほしいなと思うんですよね。その熱意というか、そこまで至るんだっていうのがここにうたわれてほしいなと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

先ほども文言の話はありましたが報告等あるんですがしっかりとしたですね、委員の方々に報告書の作成もお願いしてですね、皆さんへの公表もきっちりしたいと思いますので、文言の文言につきましては、このままいかせていただけたらと思います。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員)

今の課長の答弁に関連しますけれども、第三者委員会が作成した調査報告書これは公表されますか。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

先ほども申し上げさせていただいた通り、当然公表はさせていただきます。

○(藏谷 重文 副議長)

他にはないでしょうか。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員) はい。

さっき先ほどもほども質問いたしましたけれども、不法投棄という言葉がありますが、県

の方からそういう不法投棄という名称でですね、町の方に指導があったのかどうか。そうであればですね、何もなくてですね、オーバーしてるぞという話じゃないと思いますよ。やっぱり地方自治体のいくら小さな町に対しても県が言うにはですね、これこれこう言う罪名というか、違反の名をオープンにして、これに違反しているというふうな連絡が来てるはずと私は思っております。仮にですね、不法投棄という単純な言葉で言いますと不法投棄にであってですね、罰則があるんですよ、県からの。これによりますと5年以下の懲役もしくは1,000万円以下の罰金またはその両方。法人の場合は3億円の3億円以下の罰金とこのようにうたっております。これは当然行政であれ、法人個人であれ、それは関わってくると思いますけども、その辺の連絡は来てるんでしょうか

○(梨木 善彦 健康福祉部長) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 梨木健康福祉課長、部長。

○(梨木 善彦 健康福祉部長) はい。

県からそのようなことは一切何もございません。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員) はい。

普通一般論というとおかしいですけども、これまでも不法投棄という形での説明があったかどうかわかりませんが、町内の業者もですね、県下の指導を受けてですね、最終的には罰金を払いですね、あるいは営業停止をくらい、あるいは中にはそのゴミの取り扱い業務を停止したと、やめたという業者もいます。そういう意味で、何にもなくてですね、なんで第三者委員会を立ち上げるんですかと私は思いますけどね。今更何人いるか知りませんが該当する職員が何名出てくるかわかりませんが、それが明確になって、どうも状況変わらないんじゃないですか。オーバーした量を片付ける処理していくいかなきゃいけないということが明確になっておりますし、町としても大きな名誉を毀損されているという状況にあって、必要以上に第三者セクターを立てて、明確な該当職員をオープンにしていくということも決してこれは町にとっては、良い前例にはならないと思いますけどね。よくわからない。金かけてまでどうして過ぎ去ったといいますか。それは町がやればいいんですよ。町の判断で約30年以上の歴史の中で、こういう時代にこういう人たちがこういうことがあったと監督不行きとどき、あるいは怠慢、情報の共有がされなかったといういろいろな問題があると思いますが、それは町でチェックしてオープンする、すればいい話でそれ以上求めてもあまり意味がないというふうに私は思いますし、そこに何ら生産性がないというふうに考えますけど。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

ちょっと私も法律家ではございませんので言葉の意味という点では不十分ではございま

すが、不法投棄というのは大きく2種類あり、に分けられまして、一つは捨てた側、捨てた人間が捨てればいけないというところに不法に投棄したという意味があろうかと思えます。もう一点は管理者側、しっかりと管理できていなかったという、大きく2通りあるのではないかなと思っております。そういった中で今回は管理側、要はオーバーしてるということでございます。これも議会の皆様にも報告させていただいたようにオーバーしているにも関わらず、報告もなく引き続き投棄を続けさせたというところに問題があろうかと思えます。なぜそうなったかという原因をしっかりと究明しなければ、また同じことを繰り返します。この不法投棄、今回の先田名後の件だけではなくて、他の事務処理に関しても同じことを繰り返す可能性が事務処理として同じことを繰り返す可能性がございますので、しっかりと中立の立場である方々に精査をしていただくそういう意味でございます。今後も同じ不祥事を発生させないために必要であると考えております。よもや、間違ったことをした案件、あるいは人物に対して見逃してやれということではないとは思いますが、私はこの際にはっきりさせなければならない。これから上島町の適正な行政運営の上でもはっきりさせなければならないと思っております。もちろん私個人も管理監督責任はあると認識をしております。

○(藏谷 重文 副議長)

他にありませんか。

質疑がないようですから、これから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第42号、「上島町第三者委員会設置条例」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：尾藤議員、宮畑議員、徳岡議員、上村議員、徳永議員、藤田議員、亀井議員。

反対者：本田議員、濱田和保議員、濱田高嘉議員。

起立多数です。

よって、よって、議案第42号は、可決されました。

日程第6、議案第43号

○(藏谷 重文 副議長)

日程第6、議案第43号、「令和8年度上島町一般会計補正予算(第1号)」を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

○(田房 良和 総務部長)(挙手) はい。

○(藏谷 重文 副議長) 田房総務部長。

○(田房 良和 総務部長) はい。

議案第 43 号、「令和 8 年度上島町一般会計補正予算（第 1 号）」の説明をいたします。
予算書の 1 ページをお願いいたします。

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 2,000 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 68 億 8,000 万円といたします。第 2 項の歳入歳出予算補正については、お手元の予算説明資料「令和 8 年度 4 月補正予算の概要」に基づいて説明いたします。

まず、全体的な事項ですが、補正予算の総額は、一般会計が 2,000 万円。特別会計、及び企業会計の補正はありません。

次に一般会計の補正予算編成は、繰入金を財源として、新規事務事業の計上を行いました。

財源といたしましては、繰入金 2,000 万円。これは、財政調整基金繰入金です。

以上、2,000 万円で補正予算を編成いたしました。

次に補正理由と要旨ですが、次の事務事業を新たに計上いたしました。

第三者委員会設置事業は、先田名後一般廃棄物最終処分場の容量超過が判明したことにより、委員会を設置し、必要な調査・審議を行うものです。

以上で、議案第 43 号の説明を終わります。よろしくをお願いいたします。

○(藏谷 重文 副議長)

ただ今、提案理由の説明がありました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) (挙手) はい。

○(藏谷 重文 副議長) 尾藤議員。

○(1番・尾藤 俊輔 議員) はい。

先ほど同僚議員の話もありましたけれども、上島町の今の財政の状況、規模から言いますとこの 2,000 万という金額は、予算というのは決して少ないものではないと私も認識しているところがございますけれども、第三者委員会が設置されるに当たって、やはりこの 2,000 万使うのであれば、どのような形でですね、この町民の皆さんにスタート時あるいはまとまったタイミングで公表どのような形で公表・報告されるかというところ、それをお聞きしたいです。よろしくお願ひします。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

条例に記載させていただいてる通りですね、第 5 条第 4 項の方にですね、会議は非公開。ただし委員長は必要に応じて会議の内容を公表することができるとありますので、この辺りは状況がある程度報告できるような状況になりましたらですね、委員長と協議して、都度都度ご報告させていただく方向で考えております。

○(6番 濱田 和保 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田和保議員。

○(6番 濱田 和保 議員) はい。

この2,000万というのは、最大でということですよ。これから調査にあたって、いくら弁護士の経費が高いとは言いながら、簡単にすれば、例えば仮に200万で済むとか500万で済むとか、そういうことであって、最大で2,000万の予算を組んでるけどもという状況ですよ。まだこれから走るわけですからこれからこれ走るんですよ。ついついにかくこの間からそこに第三者委員会の部屋がたまにあるんですけども、既にこれ行われているかどうか、これまだ予算も何も決まってない状況で、いや走れるかどうか。その辺もちょっとははっきりわからないのと、この2,000万を財政調整基金で使っているとつまり町の貯金ある意味貯金ですよ。他にも基金がありますけども本当に厳しい財政、町のいろんな幹部に聞いても今町に実際どのぐらいの基金というか貯金があるんねと、大変厳しいのはわかってるんだけど聞いても、みんなはっきりと答えてくれないという状況の中で、この2,000万を使うにあたって、あと残り、町はどのぐらいのその余分に使えるお金が基金が残っているのか、その辺もやっぱり町民にちゃんと説明をしてこういう状況で貯金も少ない中で、いらんもんは使えませんよということをやっぱり言ってもらって、この2,000万だって使わなくて済むような方法を考えて欲しいんですよ。じゃないと75歳以上のね、さっき言ったフェリーも削ったとかいろんなことについても説明ができないんですよ。私らも町民からいっぱい言われますよ。いや町に金がないからと。これも削るあれも削るっていっぱい言われるんですよと言いながら、こんなもん弁護士に2,000万も払いながら、これははっきりさせる必要があるかどうかというのは、先ほども言いましたけどもあらかた町でわかる範囲のことをわざわざせんといけんのはもう得心がいかないけどもやるにしても2,000万はもったいないんじゃないかと。だからこれははっきり最大でこだけゆうことかということとさっきの基金のことについてお聞きします。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

細かい内容に関しては、担当課からお答えいたします。先ほどから何度ももったいないとか、厳しい財政ということが出ておりますが、必要なものは使わなければならないというのが常識でございます。お金がないから適正に行われていなかったであろう行政運営、行政処置をその該当者である理事者側のみがやるというのは私は適切ではないと思っています。これは設置条例賛成していただきましたので、もうこれ以上言う必要もないと思いますが、そのお金で判断する内容ではないと思っています。

そして、予算につきましては、担当課からお答えすると思いますが、あくまで予算は予算でございます。ご案内のように予算組んで全額使う予算もありますし足りないときもあります。あるいは、余るときもあります。あくまでも予算でございます。

○(坂上 将人 総務課長) (挙手) はい、議長。

○(藏谷 重文 副議長) 坂上総務課長。

○(坂上 将人 総務課長) はい。

まず、予算組ませていただいた2,000万が最大であるかどうかと事務方でもいろいろ考え、検討いたしましたですね、6ヶ月期間最大で見込んでいるところでございます。濱田議員がおっしゃられるように当然調査は最小で予算の方もなるべく少ない予算で報告できるようにしたいと考えております。事務所の先ほど設置しているところの部分につきましてはですね、役場内部で弁護士の方に委員を委嘱したときにですね、なるべく早く調査が進むようにですね、書類の整理とか事前準備の方をさせていただいているので、事務所の方を一応設けさせていただいているというところでございます。あと、上島町の基金につきましてはですね、令和7年度当初、全体の基金で約17億6,000万円、財政調整基金7億8,000万弱ということでこちらは毎年ですね、公表させていただいているところで、令和7年度末はですね、出納閉鎖期間もございますので、これからその基金がどれぐらい取り崩して令和8年度の基金となるかっていうのはこれからのことでございますので、はい。また7年度の結果は、皆さんに公表させていただきますので、よろしくお願いたします。以上です。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員) はい。

一つ教えてください。3条にですね、都道府県弁護士会の推薦をとということで、5人以内の方々が、選任されるというふうになっておりますが、当然これ愛媛県内の弁護士さん、あるいは関係者というふうに理解していいですかね。

○(上村 俊之 町長) (挙手) はい、議長。

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど設置条例の方は終了させていただきましたので、その説明させていただいた通りでございます。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) 濱田高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員) はい。

それから、条例の7条にはですね、1時間当たりの日当といたしますか、手当といたしますか、これが5万円以内、1時間当たり5万円の範囲内で規定を定めるとこのように成っております。非常に我々一般の弁護士に対する相談とか伺ってまいりますと大体1時間1万2、3千円というのが私どもが支払ってきた経験がありますけども、特殊な弁護士さんでもあろうかと思えますけども、非常に5万円以内の範囲内ということで、成っております。

それから、もうメンバーについてですね、どの程度事前にですね、報告をさせていただくでしょうかね。第三者委員会が立ち上がる以前にね、に当然弁護士さんなり、税理士さんなり、会計士さんなり、学識経験者なりが5名が、5名以内は整備されると思うんですけども、

その方々のメンバー、氏名、所属、それから専門分野についても簡単に言うとプロフィールですかね。これを提出していただければと非常に助かるというふうに思っております。いかがでしょうか。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

条例に関することは、先ほどお答えさせていただいた通りでございます。その費用に関して、予算に関しては、先ほど担当がお答えした通りでございます。ご案内のように私も管理監督責任がございますので、この条例あるいは予算については、あまりあまりというかほぼ私は関与しておりません。私が関与すると中立性が保てない可能性がございますので、しっかりと事務方が調べて、弁護士さん等々と協議した結果、このような提案をさせていただいております。でございますので、日当等に関しても、そう、その常識といいますか、今まで知り、いろいろ調べた中での数字で出しているものと私は認識しております。

○(10番 濱田 高嘉 議員) (挙手)

○(藏谷 重文 副議長) はい、濱田和保議員、高嘉議員。

○(10番 濱田 高嘉 議員) はい。

今ちょっと答弁が抜けたと思うんですけども、一応5名以内の弁護士さんなり、経理士さんなり、いろいろ専門家の方がいらっしゃると思いますけれども、その方々の氏名とか、それから専門分野、所属というものについて、事前に議会の方に報告をいただけますかということをお聞きしてるんです。

○(上村 俊之 町長) (挙手) 議長。

○(藏谷 重文 副議長) 上村町長。

○(上村 俊之 町長) はい。

先ほど申し上げましたように、それは条例案件でございますので、先ほど答弁させていただいた通りでございます。

○(藏谷 重文 副議長)

他にありませんか。質疑がないようですからこれから質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はありませんか。(「ありません」の声あり)

討論がないようですから、討論を終わります。

これから、議案第43号、「令和8年度上島町一般会計補正予算(第1号)」を採決いたします。

お諮りいたします。

本案を原案どおり決定することに賛成の方は、御起立願います。

(賛成者、起立)

賛成者：尾藤議員、宮畑議員、本田議員、徳岡議員、上村議員、徳永議員、藤田議員、亀井議員、藏谷議員。

反対者：濱田和保議員、濱田高嘉議員。

起立、多数です。

よって、議案第43号は、原案どおり可決されました。

◎ 閉 会

○(藏谷 重文 副議長)

お諮りいたします。

本臨時会の会議に付された案件は、本日で全て審議が終了いたしました。

よって、本日の議会を閉じるとともに、議会規則第7条の規定により、令和8年第2回上島町議会臨時会を閉会いたしたいと思いますが、御異議ありませんか。（複数の「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。

よって、本日の議会を閉じるとともに、本臨時会は本日で閉会することに決定いたしました。

(起立、礼)

ご苦労さまでした。

ありがとうございました。

(了)

(閉 会 : 令和8年4月20日 午前10時02分)

以上、会議の経過を記載し、その相違ないことを証するためここに署名する。

議 長 前田 省二

署名議員 上村 建太

署名議員 濱田 和保